

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時45分)

日程第5「議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,187万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、説明させていただきます。まず347ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。単年度では完結せず、後年度においても負担が伴う場合につきまして、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、348ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。起債の目的の簡易水道事業につきましては、土佐原配水池送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に係るものでございます。起債の目的の公営企業会計適用につきましては、公営企業会計への移行委託に伴う限度額970万

円でございます。

次に354ページ、55ページをお願いいたします。事項別明細書により説明いたします。歳入です。款1、事業収入、項・目とも給水収入です。家庭用682件分と事業所32件分、水道使用料と滞納繰越分を計上しております。前年度対比5万円、0.3%の増で、コロナによる在宅使用量増を考慮して計上しております。

款2、分担金及び負担金、項・目とも負担金です。13ミリ2件分の加入負担金と変更1件、その他一般会計から消火栓75基分の維持管理負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料、項・目とも手数料です。給水装置工事審査手数料、検査手数料として2件分と、給水装置の中止・開始手数料20件分を計上しております。

款4、繰入金、項・目とも一般会計繰入金です。公債費、28件分の元利償還金を繰入金として計上しております。

款5、繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金としまして468万1,000円を計上しております。

款7、町債、項、町債、目、簡易水道事業債でございます。土佐原配水池送水ポンプ更新工事、弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に340万、公営企業会計移行委託料に970万円でございます。歳入は以上でございます。

次のページ、356、357ページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費、項・目とも管理費です。施設の管理に要する経費を計上しております。説明欄を御覧ください。まず、(1)管理的経費です。主なものとしては、光熱水費、水源の取水・送水ポンプなどの電気料、また滅菌用の医薬材料費などを計上しております。委託料につきましては、特別会計から公営企業会計へ移行委託を行います。また、その他水道使用料検針業務委託料、量水器取替え委託料、配水池清掃委託など、施設管理の委託料、毎月実施しております水質検査委託料などを計上しております。備品購入では、量水器98器分を計上しております。負担金につきましては、水道料金システムの負担金でございます。繰出

金につきましては、水道料金の徴収などの事務手数料としまして、上水道事業会計へ支払うものでございます。

次のページをお開きください。報酬につきましては、令和3年度から会計年度任用職員により水道施設の定期管理を行っております3名分でございます。

次に、工事請負費です。既に耐用年数を過ぎました送水ポンプを更新するものでございます。土佐原配水池送水ポンプと弥勒寺水源送水ポンプの更新工事を予定しております。両方とも西暦2000年、平成で言いますと12年に設置して以来、更新されていない、現時点で供給ができない部品も出てきており、故障時に断水等、水道事故を起こさないため、ここで更新をいたします。

次に公債費、これは従前の寄管理組合統合整備事業などの施設整備や、その後の投資的事業に関わるものでございます。元金は平成7年度から30年度に起債しました22件分でございます。利子につきましては、平成7年度から28件分でございます。

以上ですが、364ページに債務負担行為の調書、365ページに地方債の調書、366ページに公債費元利償還金の内訳が記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点だけ質問させてください。357ページをお願いいたします。事業費の管理費ですね。委託料のところですか。委託料の一番下、寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料971万1,000円。この中身の細かいことよりも、初めに大きい考えといたしまして、これまで何年も上水道事業会計、すなわち公営企業会計への移行について、この本会議でもいろいろ議論されたと思います。そのような中で、執行者側もいろいろ議論はされたと思うんですけどもね、今回時間を限らせていただいて、本山町政に入ってから、この要するに寄簡水を公営企業会計に移行するという内部の対応はどのようにされたのかと。あとは、やはり受益者である寄の方の住民、そういった方の声とか、そういったものを聞かれたかどうかね。これからやることは後で細かく聞きますけど、大きいこれま

での流れで、本会議でいろいろ出ていたのですね、どのような形で進んで、今回この予算を計上されることになったのかということで、これは担当課長だとちょっと厳しいと思うので、副町長か町長にお答えいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

副町長 お答えします。この企業会計への移行というのは、総務省からの、国からのですね、意向に沿ったスケジュールに沿った中での委託料の計上というところを、まずお話をさせていただきます。

 その中でですね、1点、地元の方の御意見、まだ伺ってございません。ただですね、今年度、令和4年度ですか、水道の審議会というものを開催予定としております。その中でですね、今、課題となっております施設の更新とか、この両方の水道会計の統合など等々ですね、意見を聴取しながらですね、この企業会計移行への計画にも盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

 その中でですね、やはりそこにも更新計画というところも出てくると思います。寄地区のですね、地形その他を見ると、どうしても統合というのが非常に難しい、施設的にですね。というところが一つ課題がございます。以前から上水道との統合というのも課題になっておりますが、なかなか施設の統合で、削減というところがなかなかできていかないと。そうすると今度、会計運営だけの統合になりますと、上水道のほうもだんだんだんだん今、ちょっと先ほど報告しましたけども、収入が減ってきているというところもございますので、その辺も含めてですね、審議会の中でも十分な検討を含めながら、今後のですね、方向性というところを定めていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

5番田代 これは私の解釈なんですけれども、公営事業になってしまうと、町からの支援はできないと。今、副町長がお話あったように、水道事業会計、公営企業会計ですね、町の。これについてはやはりだんだん厳しくなっていると。節水型の機械が普及して、トイレ一つについても水がね、前は15リッターだったのが4リッターとか、そういうこととか、人口減も影響しているということで、上水道会計、非常に厳しい状況だと思います。私は今現在、寄の簡易水道がどこ

まで整備できたか。それが一つのポイントになると思います。どういうことか
というと、簡水であれば一般財を投入できるんですよね。上水道ではとてもこ
れ、合体したら整備できないと思うんですけどね。今、寄簡易水道の投資的事
業、これはある程度区切りがついたのかなというふうに見えるんですけども、
その辺の実態はいかがでしょうか。

副 町 長 すみません、ちょっと私のほうでは細かな数字はちょっと…ざっくりで。議
員おっしゃるとおりですね、ほぼほぼ町営水道としての機能をですね、持って
いると思います。ただ、やはり細かいところへいくと、まだ個人の土地、私有
地の中にですね、入っている管がまだ見受けられると思います。そういったと
ころについてはですね、私も以前からお話ししていますように、やっぱり基盤
整備ということについては、一般会計のほうで整備すべきものだと思います。
それからの更新についてはですね、皆様の使用料でやっていくべきものだと私
は区別しているんですけども、まだそういった部分ではですね。あと上水道、
要するに町営水道として機能が満たしてない部分の改修についてもですね、私
も一般会計をつぎ込むべきだと。これはやっぱり基盤整備というところで、考
え方で、出していくべきだと思います。そういったことも含めながらですね、
すぐに国が言うとおりにですね、企業会計に移行しちゃっていいのかどうなの
かということも含めながらですね、やはりこの委託の中で数字を見ながらで
すね、今、田代議員がおっしゃったことも踏まえながらですね、しっかりと方向
性を示していかなければいけないと考えております。以上です。

5 番 田 代 では、副町長にもう一つ、最後の質問させていただきます。今、総務省から
の指導、そういったものに従って、委託料を計上して、公営企業に移行する。
そういったものについて模索をするために委託料で見たんだと。これは法律的
に簡易水道と上水が今のように独立して存続できるという考えと、もう時代の
流れの中で、簡易水道は上水に統合しろと、そういう考えのものかね。国の機
関の指導はというふうな指導を町に対してされているか。これについて回答
をお願いします。

副 町 長 国の基本的な考え方は、企業会計への移行というところがあります。ですか

ら、簡易水道でいいのか、上水道にしないとかじゃなくてですね、基本的に令和6年を目標にですね、企業会計化しないというところが今のところ国の基本姿勢というか、考え方です。以上です。

5 番 田 代 どうもありがとうございました。続きまして、担当課長、渋谷課長、この予算、971万1,000円、今の副町長と私のやりとりを前提に、じゃあこういうふう
に予算を組んだんだよということでお伝えいただきたいと思います。よろしく
お願いします。

環境上下水道課長 この予算につきましては、まずですね、国のほうからこの企業会計化という
のは、職員だけでは簡単にできないという話がありました。（「何をやるか
でいいんだよ。内訳だよ、971万1,000円の。」の声あり）内容としましては、
固定資産台帳の整備が一番主なものでございます。あとはシステム整備、予算
編成…（「ちょっとゆっくり言って。」の声あり）はい。固定資産の台帳整備
が一番主なものでございます。次に、システムの企業会計化をしなければなら
ないので、その整備。あと、予算編成ですね。今までは特別会計だったのが、
今度企業会計に変わるということで、そこら辺の移行がでございます。あとは自
治体内部の調整だったり、自治体外部との調整もでございます。あとは例規の整
備もしなければなりません。（「何。」の声あり）例規の整備ですね。条例だ
ったり。あとは管理者の設置だったり職員の身分の取扱いだったり、あとは職
員の指導という部分もでございます。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。固定資産台帳の整備がメインということで、ここで
また一つの議論なんですけれども、先ほど副町長がお話しされたように、松田
地区、それと寄地区は、各集落ごとに配水池あたりもつくっていると思うん
ですよ。水源とか。そういう中で非常にやっぱり特殊なケース。課長の回答が無
理だったら副町長でも結構なんですけども、2つの企業会計というのは駄目な
んですか。要するに松田と寄と一緒に、松田の上水道企業に吸収してしまうと
いうのは当然想定できるんですけど、同じ町でその1、その2と持つのは法律
的に何か駄目なような感じするんですけど、その辺はどうですかね。

環境上下水道課長 国のほうでは、水道と簡易水道、両方持っていても問題はありませ
ん。一応

どうしてかといいますと、一応この目的としましては、将来著しい人口…。

5 番 田 代 上水と簡易水道、今みたいに持っていたても構わないというのは1つですね。それと、公営企業に移行しろということなので、寄簡易水道公営企業と今の松田地区と2つ持つことができるかどうかで、ちょっと粗っぽい質問ですみません。

環境上下水道課長 できます。

5 番 田 代 分かりました。では、考え方としてね、今までは何でも松田にこれね、吸収するんだということで議論していたんですけども、今回の公営企業移行というのは、逆に寄だけでもあり得ると。その辺も含めて委託をするよと、そういうことで理解させていただきます。

あと、一番大事なことは、やはり住んでいる方、住民の方だと、松田がメーターを接続するのに負担金が安くて寄地区が高いとか、そういう不平等でおかしいねという声も聞いたことがあります。一方でメリットもいろいろあると思うんですけども、その辺の中でやっぱり2つの地域というのはかなり違うんでね、住民の方に、ここで今、自治会内部・外部の調整という、そういうものも委託料の中に入っているというふうに私、聞こえたので、特に住民の方にはね、メリット・デメリットを示しながら、やはり住民の声も聞いていくと。そのようなことで、ぜひお願いしたいと思います。

これは単年度ですか。先ほど令和6年を目標に企業会計へ移行ということは、今もう4年ですよ。5年、6年、目標年度だと、もうね…（「6年から。」の声あり）6年開始か。6年開始を目標ということでしょう。そうすると時間があるようでない。そういう中で一応所管課としてのスケジュール、この委託料を示した、予算認められて4月から執行していきますよね。その後この2年間にどういうふうなスケジュールでやっていかれるのかということで、ちょっと回答をお願いいたします。

環境上下水道課長 先ほど予算のときに一番最初にですね、債務負担行為ということで、4年、5年の2か年度で委託をかけるということになっておりますので、2年間で移行を完了させるというような形になっております。細かいですね…。

5 番 田 代 それで、今お話のあった4年度の内容については、今、課長から細かく話がありましたよね。5年度はどういうふうな事業をやられるか。お願いします。

環境上下水道課長 すみません。ちょっと今、もう2年間のスケジュール表は持っているんですが、（「ざっくりでいいよ。イメージとしてこういうことをやりますよと。」の声あり）先ほどですね、お話しさせていただきました…スケジュール的には、まず組織体制の検討を行ったうちに職員の研修を行います。その後、条例・規則等の制定、出納との調整ですね。その後、予算編成だったり決算の打ち切り、税務署への届出、総務省への報告という流れなので、ちょっと…（私語あり）今お話しした中の後半部分が5年度になってくるということです。

5 番 田 代 先ほど私が質問したのは、令和4年度の寄簡水の公営企業移行委託料の内訳を聞きました。ところが、渋谷課長は4年、5年、全部含めて説明だよと。では、4年分だけお知らせください。私はこの971万1,000円の内訳を聞いたんですよ。よろしくお願いします。

環境上下水道課長 まずですね、4年が固定資産の管理、あと予算の科目設定等ですね。あとは条例、会計規則等の制定。あと、法適用年の予算調整が4年度でございます。以上です。

5 番 田 代 大体何となく分かりました。先ほど説明したようにね、やはり住民の方の声、それも非常に大事なので、この委託料の中では無理だとしたら、やはり地域の住民の方に、もう周知して、どういう方向かという、またはどういう要望か、その辺について、これは理事者のほうにお願いすることなんですけれども、その辺も踏まえた中でね、この移行委託料をうまく使いながら、寄地区の住民の方のお考えも吸収しながら進めていきたいと、進めていただきたいということで、最後は要望させていただいて終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 前者と同じ箇所ですね、企業会計適用ということが、もう直前にきているということで、最初にですね、担当課長のほうにお聞きをしたいと思います。やはりこの水道会計としては、住民の生活にとって欠かせないものということで、それに係るやはり住民負担というのは大分大きいのではないかなというふ

うに感じます。今現在の寄簡易水道事業の水道使用料ですね、上水道のほうはホームページ等で基本10立方メートル幾ら、20立方メートルまでは幾らというふうな単価で載っていますが、簡易水道事業会計のほうの使用料について、まず1点目ですね。お知らせいただきたいと思います。

環境上下水道課長 上水道会計と同じでございます。

6 番 井 上 基本料もですね、あと10立方メートルまでの単価も同じということで、了解をしました。先ほどですね、副町長のほうでは、この企業会計をやはり地域性、地域的に離れているということで、寄簡易水道事業はその寄地区ですね、法的の企業会計化をするというふうなお考えをされました。私はこの問題について、以前からですね、予算関係の中でお聞きをしています。例えば今現在もですね、この予算にも、水道料金システムの負担金ということで、上水道のほうに支出をしている部分がありますよね。ここで簡易水道が4、5でそういう準備作業をして、令和6年度からですね、企業会計に移行すると。その場合ですね、かなり様々な費用負担が発生をし、今回は企業会計の中で料金設定をしていかなければいけないというふうに思います。その中で、やはり寄簡易水道だけですね、かなり広い面積とか、いろいろな水道施設の部分もあります。かなり高額になる。だからやはり松田町の上水道事業会計と会計を一つにしないといけないのではないかということをおぼろげに私にはですね、想定をしていたんですけども、そういった令和6年度以降のですね、料金設定、現状と同じで移行すればですね、いいんですけども、その辺の見通しについてはどうなのかというのが1点です。

また次にですね、あと2点ありまして、資産の管理をですね、ここで令和4年度、5年度で見直すというふうな説明を先ほどされましたが、まだそういう資産の関係で町営化されてない箇所等があるのか。もしあるとすれば、それに対する町営、町の財産とするための費用が発生をするとすると、どの程度そういう費用についてはかかるのか。

あとですね、先ほど副町長のほうも水道施設の更新をですね、今の簡易水道事業会計の中でですね、行うというふうな説明をされましたが、この令和4年

度、5年度でですね、それらの水道施設の更新等が、先ほど民地に水道管が埋設されている場合もあるというふうな説明もされましたが、そういったところをどういうふうに対応するのか。令和5年度までにですね、そういった水道施設の更新事業が完了するのか。その3点をですね、お伺いをしたいと思います。

環境上下水道課長

まず負担の見直しということなんですが、ここです、この公営企業会計することによって、みんな同じ企業会計化することによって見える部分、経営の見える化というのがされてきます。経営の悪化を防ぐということで、こういうことを行うというふうなことが国の主な狙いだということです。こういった中でですね、公営企業の基盤の強化というのが今後されていくということなんですが、国が何をしたいかといいますと、広域化だったり共同化をこの公営企業会計化することによって、どこが弱いのかとか、どうすればいいのかというのを一つの同じ基盤にのせて判断したい。そういう中で、この2月にですね、神奈川県知事が水道の広域化という話もされてます。今、県を3つに分けて、その地域の特性とかを洗いざらしにしまして、今後どういうふうにやっていけばよろしいのかというのを考えて、今後それがシミュレーションを行った上で実現を目指したいというふうに、今、県知事はお話しされています。そういった中で出てきました話では、こういうような負担につきましても、町独自でやるわけではなく、広域で考えるという考え方もございますので、そういうところの考えも今後取り入れていきたいというふうに考えております。

次に、資産の町営化につきましては…（「水道料金。企業会計かした場合の水道料金の考え方。」の声あり）水道料金につきましては、今後ですね、審議会等ございますので、その中で料金ですね、検討につきましては行っていきたいというふうに考えております。

次に、資産の町営化されてない箇所ということなんですが、ないということをお願いします。（「なし。」の声あり）はい、なしです。

施設の更新に関しましては、今、更新計画をつくっておりますので、それに従いまして施設の更新は行っていくということで、企業会計化とはまた別の考えでやっております。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。まず1点目のね、水道使用料なんですけれども、何で聞いたかというとは、やはりそこで住民負担が多くなって、はい、もう令和6年度からこれですよということというのは、適当ではないと思います。ある程度、今時点です、方針を立てて、上水道事業会計と一本化をするのか、別々にいくのか。それで、そこにおける料金設定がどうなるのか。それに基づいてですね、松田町の上水道のほうにも影響があるのであれば、松田地区にも、もとより簡易水道の現在の利用者である寄地区の方にもですね、こうなりますという住民説明を最初にしてからね、審議会だと思えますよ。審議会優先じゃなくて、やはり町民優先でね、いって、町民の意見はこうなんだと。そういうのをね、また審議会の中で一つの町民の意向という形の中で、じゃあ将来的に令和6年度からの水道料金設定をどうしますかということになるというふうに私は思います。

です、その辺が今から、私もこの問題についてね、2年前、3年前から言ってますけれども、そんなに急にね、やって、じゃあ寄住民のほうの受益者負担がね、増加するんであればね、それはもう事前にそういうふうに対応していかないとけないということを思いましたので、その辺は町長、副町長のほうでどういうふうにするか、今後お考えになるかを回答をお願いをしたいと思います。

2点目はないということですので。

3点目、更新計画を立てて、それは企業会計化とは関係ないという回答だったと思えますけれども、先ほど副町長のほうはね、ただでさえ厳しい、今、副町長のほうのお考えは、寄地区における簡水をそのままその地域での企業会計というふうな回答もあったんですけども、そうするとですね、その水道施設の更新の負担というのが、今度はそれにさらに上乗せになってくるわけですよ。ですので、そういうことがないようにという意味で、先ほど副町長のほうで発言があったと思います。それででしたらば、ここで令和4年度、5年度の中でね、ある程度できる部分はやっていこうという考え方が必要だというふうに思います。その辺の町民に対するですね、やはり受益者負担を優先にして考

えた場合の水道施設の更新計画、住民に対する周知なり意見を事前にですね、聴取する懇話会なり、そういったものについてのお考えがあるかどうかですね、町長、副町長のほうでよろしくお願いをしたいと思います。

副町長 その前にちょっと1点、先ほど課長のほうで、県のお話が出ましたけども、これは県水、県の水道企業の話でありまして、松田町がそれに入るとか、今はそういう考えはないというところだけは御承知ください。お願いいたします。

1点目の使用料の関係です。おっしゃるとおりですね、これは企業会計にしたからとかじゃなくてですね、今の会計運営の現状をまず見ていった中でですね、今後使用料という検討が必要になってくると思うんです。上水についてはですね、使用料…使用していただいている人たちに直接すぐに負担というところは、いかななものかなというのがあります。というのがですね、やはり水の量というのが少し余裕があるんですね。ですから、やはり並行してですね、使用料に偏るのではなくて、やはり企業会計として何かしら、例えば水を売るとかですね、そういったことも並行して考えていかなければならんということで今、検討は、庁舎内ではございますけども、担当のほうにその辺は投げかけています。そういった中でですね、やはり企業会計に移行する、しないではなくてですね、会計運営、今後の更新計画も含めた中でですね、やっぱり使用料というのは検討して…ならなければいけないと思います。

それに伴ってですね、やはり今まではですね、審議会もなかった状況だという、この水道料金についてはですね。審議会もつくらせていただきましたので、やはりとはいえ、使用している町民の皆様にはですね、事前にその辺の御意見は聞かなければ、私もならないと思っております。ですから、審議会と並行しながらですね、町民の方々へ、まずはこういう今、状況ですと。それぞれ上水並びに簡易水道。という状況をですね、御報告させた上でですね、町としてはこういうような考えがございます、いかがでしょうかというような意見はお聞きしていかなければならんというふうに考えております。ですから、この辺は審議会を並行しながらですね、進めさせていただければと考えております。

更新計画につきましてはですね、ある程度ございますけども、井上議員言う

のは特別会計のうちに、一般会計の負担があるうちにやってしまったらどうかということもございます。この辺は一つアイデアを頂いた中でですね、ただがむしやりに全てというところは、やはり会計運用もございますので、その辺の会計の運用を見ながらですね、5年の部分についてはですね、計画させていただければと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。おおむねですね、了解をできましたので、よろしくお願いをします。令和4年の…ここで予算がですね、認められた後ですね、また広報等の中でですね、寄地区の住民に対して、今までの簡易水道事業会計の制度が変わりますというふうなですね、周知をぜひお願いをしたいと思っております。要望で終わります。以上です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございますか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。